同表六の項中「第百二十五条第二項第三十一号、第三十三号及び第三十六号から第三十九号まで（第三十一号」を「第百二十五条第二項第三十二号、第三十四号及び第三十七号から第四十号まで（第三十二号」に、「第三十七号及び第三十八号」を「第三十八号及び第三十九号」に、「、第三十六号」を「、第三十七号」に改める。

別表第一（第十八条及び第十九条関係）

規定	事項	書類	
法第二十四条	鉄道事業法第三条第一項の許可に係る部分	鉄道事業法施行規則第二条第二項各号に掲げる書類及び図面	
	鉄道事業法第四条第一項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第七条第二項に規定する書類及び図面	
	鉄道事業法第七条第一項の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則第七条第一項各号に掲げる事項	
	鉄道事業法第七条第三項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第八条第二項各号に掲げる事項	
	鉄道事業法第十六条第一項の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十二条第三項に規定する書類	
	鉄道事業法第十六条第三項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十三条各号に掲げる事項	

別表第二（第二十一条及び第二十二条関係）

規定	事項	書類	
法第二十七条	軌道法第三条の特許に係る部分	軌道法施行規則第一条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項に規定する事由書	
	軌道法第十一条第一項（旅客運賃の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法施行規則第十九条第一項に規定する事項	
	軌道法第十一条第一項（荷物運賃の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法施行規則第二十条第一項に規定する事項	軌道法施行規則第二十条第二項に規定する書類
	軌道法第十一条第一項（運輸に関する料金の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法施行規則第二十一条第一項に規定する事項	
	軌道法第十一条第二項の届出に係る部分	軌道法施行規則第二十一条第三項に規定する事項	

別表第三（第三十条及び第三十一条関係）

規定	事項	書類	
法第三十条	道路運送法第四条第一項の許可に係る部分	道路運送法第五条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第六条第一項各号に掲げる書類
	道路運送法第十五条第一項の認可に係る部分	道路運送法施行規則第十四条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十四条第二項に規定する書類
	道路運送法第十五条第三項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十五条第二項において準用する同令第十四条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十五条第二項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類
	道路運送法第十五条第四項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十五条の二第二項において準用する同令第十四条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十五条の二第二項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類
	道路運送法第四十三条第一項の許可に係る部分	道路運送法第四十三条第二項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第二十八条各号に掲げる書類
	道路運送法第四十三条第五項において準用する同法第十五条第一項の認可に係る部分	道路運送法施行規則第二十七条第四項において準用する同令第十四条第二項及び第三号に掲げる事項	道路運送法施行規則第二十七条第四項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類
	道路運送法第四十三条第五項において準用する同法第十五条第三項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第二十七条第四項において準用する同令第十四条第一項及び第三号に掲げる事項	道路運送法施行規則第二十七条第四項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類
	道路運送法第四十三条第五項において準用する同法第十五条第四項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第二十七条第四項において準用する同令第十四条第一項及び第三号に掲げる事項	道路運送法施行規則第二十七条第四項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類

別表第四（第三十五条及び第三十六条関係）

規定	事項	書類
法第三十四条第一項	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項の登録に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）第四条第二項各号に掲げる書類